

第9期定時株主総会

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

■事業報告

主要な営業所及び工場

従業員の状況

主要な借入先及び借入額

株式の状況

新株予約権等の状況

責任限定契約の内容の概要

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

連結持分変動計算書

連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

■監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査等委員会の監査報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

黒田グループ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都品川区
----	--------

② 子会社

黒田電気株式会社	東京都品川区
Z.クロダ (タイランド) CO., LTD.	タイ アユタヤ州
黒田電気 (香港) 有限公司	中国 香港
株式会社コムラテック	大阪府東大阪市
日動電工株式会社	奈良県天理市

従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数	前期比増減
製造	2,186名 (219名)	134名増 (179名減)
商社	385名 (16名)	24名減 (4名減)
全社	72名 (16名)	13名増 (2名減)
合計	2,643名 (251名)	123名増 (185名減)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、() 内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の状況

従業員数	前期比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
67名 (16名)	11名増 (2名減)	44.7	7.7

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、() 内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。

主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
シンジケートローン	26,850

(注)シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を幹事とする取引銀行2行からのタームローン貸付契約によるものであります。

株式の状況 (2026年3月31日現在)

①発行可能株式総数 180,000,000株

②発行済株式総数 44,683,980株

③株主数 46,826名

④大株主 (上位10名)

No	株主名	持株数	持株比率 (%)
1	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,124,900	2.65
2	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	844,300	1.99
3	JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	765,900	1.80
4	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	719,499	1.69
5	BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	633,799	1.49
6	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	419,300	0.99
7	野村證券株式会社	407,037	0.96
8	BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	402,805	0.95
9	大和証券株式会社	354,802	0.84
10	JPモルガン証券株式会社	336,000	0.79

(注) 持株比率は自己株式 (2,234,000株) を控除して計算しております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

決議年月日	2024年7月19日		
新株予約権の数	21,755個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 435,100株 (注) 1		
新株予約権の行使時の払込金額	663円 (注) 1		
新株予約権の行使期間	自 2026年7月20日 至 2034年7月19日		
新株予約権の行使の条件	(注) 2		
役員の保有状況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 14,857個 目的となる株式数 297,140株 保有者数 1名
		社外取締役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	取締役 (監査等委員)		新株予約権の数 6,898個 目的となる株式数 137,960株 保有者数 1名

(注) 1. 当社は、2024年9月21日付で1株につき10株とする株式分割を行っております。また、2024年10月18日付で1株につき2株とする株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」は、当該株式分割を反映して算定しております。

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、本株式第三者譲渡がなされた場合、その実行日の翌日以降、当該新株予約権者が保有するいかなる新株予約権も行使できないものとする。

(2) 上記に規定される条件により行使できなくなった新株予約権は、消滅するものとする。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

会社役員の様況

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）戸澤晃広氏、取締役（監査等委員）川井一男氏及び取締役（常勤監査等委員）森安伸氏との間において、会社法第427条第1項並びに当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査等委員である取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料については当社及び当社子会社が全額負担しております。当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金、争訟費用等を補填するものです。ただし、被保険者による犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合等については補填の対象外としております。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の様況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 2025年8月29日をもって辞任いたしました社外取締役金子哲也氏は辞任時MBKパートナーズ株式会社のパートナー及び取締役、社外取締役（監査等委員）太田光俊氏は辞任時同社のディレクターでありました。当社はMBKパートナーズ株式会社がサービスを提供するファンドから出資を受けていたこと、金子哲也氏及び太田光俊氏がMBKパートナーズ株式会社から派遣されていたことを除き、当社と当該兼職先との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
- ・ その他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 金子 哲也	<p>当事業年度において、2025年8月29日辞任までに開催された取締役会8回（書面決議を除く。）の全てに出席いたしました。</p> <p>主に企業価値向上に関する豊富な知識、経験を有しており、取締役会では当社グループのガバナンスや投資案件等の様々な経営課題につき、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割、責務を果たしております。</p>
社外取締役 戸澤 晃広 (監査等委員)	<p>当事業年度に開催された取締役会16回（書面決議を除く。）及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においても、委員長として議事運営を行い、企業法務に関する幅広い経験と見識をもとに監査等委員会監査の実効性向上に寄与するアドバイスを行っており、独立した立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割、責務を果たしております。</p>
社外取締役 川井 一男 (監査等委員)	<p>当事業年度に開催された取締役会16回（書面決議を除く。）及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においても、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の会計監査や財務報告に関する専門的なアドバイスを行っており、独立した立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割、責務を果たしております。</p>
社外取締役 太田 光俊 (監査等委員)	<p>当事業年度において、2025年8月29日辞任までに開催された取締役会8回（書面決議を除く。）及び監査等委員会6回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に企業価値向上に関する豊富な知識、経験を有しており、取締役会では当社グループの事業や投資案件等の経営課題につき、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においても、専門的な立場から必要な発言を行い、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割、責務を果たしております。</p>

会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	86百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	114百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
4. 上記のほかに、前事業年度の監査に係る追加報酬3百万円を支払っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、株式売出しに係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

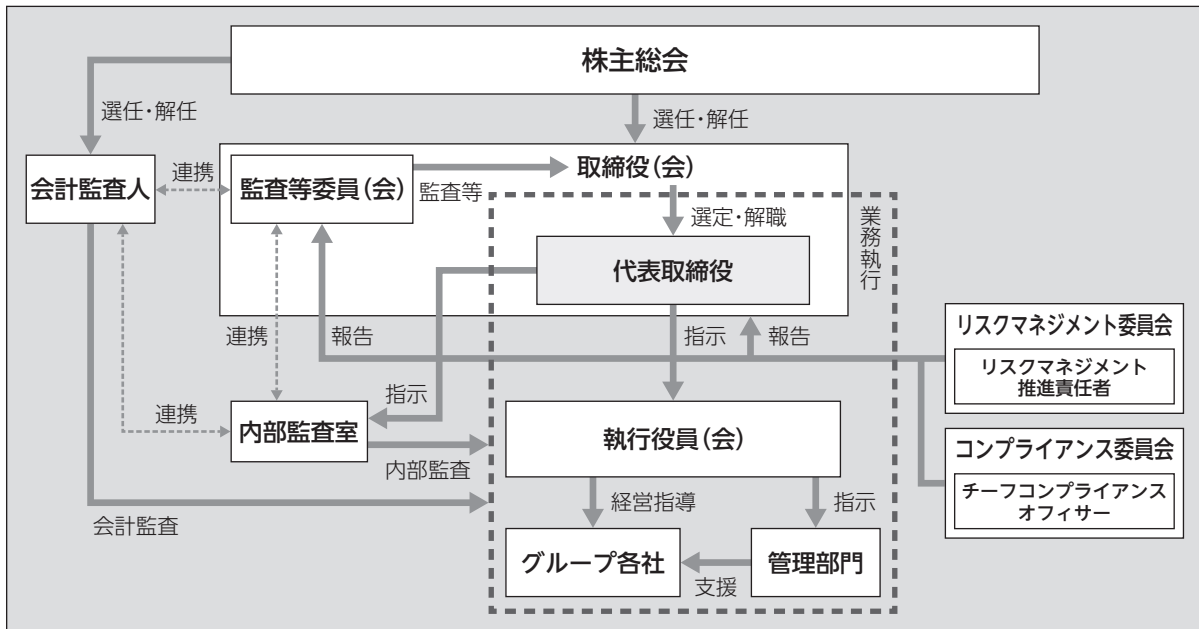
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

基本的な考え方

当社においては、事業の持続的な成長と中・長期的な企業価値の向上に努め、もって株主様をはじめとして、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーからの負託に応えることを目指しております。このためには、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みが必須であると考えています。

この仕組みとして、当社は、2023年4月1日に監査等委員会設置会社に移行し、独立社外取締役を招聘し、また、監査権や意見陳述権を有する監査等委員である取締役が取締役会において議決権を行使する体制を整え、取締役会による経営に対する監督機能を強化すると同時に、業務執行にかかる意思決定の迅速化をはかるため、執行役員制度を導入しております。



1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社及び当社グループ会社の事業活動の基本として「グループ社是」、「グループ行動指針」及び「黒田グループコンプライアンス行動規範」を定め、法令等の遵守を経営の根幹として取締役及び従業員はこれに従って職務の執行に努める。
- ② 当社は、グループガバナンスが効果的に機能するようその維持・向上に努めるとともに、当社及び当社グループ会社の持続的な成長や企業価値の向上に努める。
- ③ 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに顧問弁護士事務所及び警察等外部の組織との緊密な連携のもと、適切な対応をとることができる体制を整備する。
- ④ 当社及び当社グループ会社は、社会的責任を踏まえ、反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き一切の関係を排除し、反社会的勢力による被害を防止する。
- ⑤ 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに対する取組みに係る基本的な事項を定め、当社及び当社グループ会社の取締役及び従業員に対し、教育・研修をもって意識の醸成と向上に努める。また、コンプライアンス違反事案及びコンプライアンス違反のおそれのある事案の発見、原因究明、再発防止策を策定・実施し、社会的信用の維持・向上に努める。
- ⑥ 内部監査室は、「黒田グループ内部監査規程」に基づき、法令・定款・規則・規程等の遵守及び業務執行状況について、当社及び当社グループ会社に対し内部監査を実施し、その結果を当社社長へ報告するとともに、定期的に取り締役会及び監査等委員会に対し報告を行う。
- ⑦ 当社並びに当社グループ会社の取締役及び従業員をはじめ、当社の利害関係者がコンプライアンス上の疑義がある行為や問題等を発見した場合に、通報・相談を行うことができる内部通報制度を整備し、内部統制の維持と自浄作用の向上に努める。なお、通報・相談を行いやすくするために匿名を可能とし、通報・相談者が不利益を被らないことを保証するとともに、社内外に複数の窓口を設置する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び当社グループ会社において、取締役の職務執行に係る情報に関する事項は、「黒田グループ文書管理規程」及び「黒田グループ情報セキュリティ管理規程」に従って適切な方法で保管・保存し、取締役及び監査等委員はこれらを必要な時に閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及び当社グループ会社の事業継続・安定的発展を確保するために「黒田グループリスクマネジメント規程」、「黒田グループ災害・事故リスク管理規程」を制定し、事業運営に関するリスクに対する体系的な管理体制としてリスクマネジメント委員会を設置し、リスクの洗い出しを行い、重要リスクを特定して対策を講じるとともに、その進捗をモニタリングしリスクの発生を予防するとともに損失の最小化を図る。
- ② 自然災害及び事故等の不測の事態が発生した場合には、当社社長を最高責任者とする危機管理対策本部を設置し、損害や事業運営への影響を最小限に抑える体制を整備する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、重要事項の決定を行うとともに、経営計画、組織体制等の重要な経営課題を協議する。
- ② 執行役員会は、環境の変化や顧客のニーズに応じた意思決定が迅速かつ効率的に行われるよう取締役会付議事項以外の重要案件について協議する。
- ③ 経営方針に基づき、計画的かつ効率的に事業を運営するため、「黒田グループ予算管理規程」に則り、経営計画及び年度予算を策定し、グループ各社の責任範囲を明確にして業績管理を行い、達成状況を検証することによって、取締役の職務執行の妥当性・効率性を確保する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループ会社としての業務の適正を確保するために、グループ各社に対し、当社の経営方針・経営理念及び内部統制システムに関する基本方針を徹底し、当社への報告体制を整備する。
- ② 当社グループ会社の重要事項の意思決定の承認・決裁手続は、「黒田グループ共通権限基準表」に基づき適正かつ効率的に行う。
- ③ 当社グループ会社における会社規則の制定・更新・改善する体制を整備する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するための専任スタッフを配置する。当該スタッフの人事考課、異動、懲戒等について、監査等委員会の同意を要する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

任命された従業員が監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役等（監査等委員である取締役を除く。）の指揮・命令を受けないものとする。

(8) 当該株式会社並びにその子会社の取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社グループ会社の取締役、監査役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実又は不正行為や重要な法令及び定款違反行為を認知した場合、ただちに当該事実を監査等委員会へ報告する。

② 当社並びに当社グループ会社の取締役及び従業員は、監査等委員会が要請した場合、監査等委員会に対し、会社の業務及び財産の状況を報告する。

(9) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いの禁止及び報告者の保護を図る。

(10) 監査等委員の職務の執行において生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項

監査等委員の職務の執行に関する費用等については、監査活動を実施する際に支障がないよう、必要な監査費用は会社が負担する。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員会は、代表取締役との定期的な協議の場を設け、経営方針、会社事業環境とリスク、会社が対処すべき課題、監査状況・重要課題等について意見交換を行う。

② 監査等委員は、会社の重要な会議に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。

③ 監査等委員は、定期的な取締役からの報告等により当社及び当社グループ会社の経営状態や意思決定プロセスを把握し監査の実効性を高める。

④ 監査等委員は、会計監査人及び内部監査室より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、定期的な報告を受け監査方針及び監査結果報告にかかる意見交換を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催状況について

適切な経営判断を迅速に行うため、取締役会の他に執行役員会を原則としていずれも毎月1回開催し、当社及び当社グループ会社に関する重要事項を審議しております。

取締役会では、定期的実施される当社及び当社グループ会社の業務執行状況の報告及び議案の審議を通じ持続的な事業運営に向けて戦略的な討議や新たなリスクの発生可能性の把握に努めております。

執行役員会では、社長室長を議長とし環境の変化等に応じた意思決定が迅速かつ効率的に行われるように当社及び当社グループ会社の重要案件について審議しております。

(2) コンプライアンス体制について

コンプライアンスに関する取り組みとして、チーフコンプライアンスオフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、半年に1度開催することにより、当社及び当社グループ会社全体のコンプライアンス体制の実効性を確保しております。また、当社及び当社グループ会社の役職員に対して、コンプライアンスに関する教育・研修を実施しております。

法令違反・不正行為の防止、早期発見を目的として、当社及び当社グループ会社の役職員が匿名・記名を問わず利用できる内部通報窓口についてコンプライアンスポスターの掲示により周知しております。

内部通報の実効性を高めるために、内部通報利用者が不利益を被ることのないよう厳重な措置を講じ、違反者には厳正な処分を行うこととしております。これらの活動状況については、当社社長及び監査等委員会へ報告しております。

(3) リスク管理の体制について

リスクマネジメント委員会は、当社グループ会社の事業運営上発生しうるリスクのうち、自然災害及び事故等の危機を対象として、事業継続を可能にするために、グループ各社ごとに事業継続計画（BCP）を作成しております。その実効性を高めるために少なくとも年に1度見直しを行っております。

(4) 監査等委員会の監査体制について

監査等委員は、執行役員会、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席し、職務遂行等の状況の報告を受けるとともに、必要に応じて提言等を行っております。

監査等委員は、当社グループ会社への往査、決裁申請等の重要書類の閲覧のほか、当社及び当社グループ会社の社長との意見交換、取締役及び従業員からの報告、従業員から担当業務の聴取を行っております。また、当社国内グループ会社の監査役と、定例の情報交換会を通して情報共有及び意見交換を行っております。

監査等委員、会計監査人及び内部監査室との間でも、監査計画や監査結果について定期的な協議の場を設け、情報共有及び意見交換を行うことにより相互に緊密な連携を図ることで各監査（三様監査）の実効性の確保に努めております。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、取引先とともに事業を継続・発展させていただくことが、長期にわたる株主の皆様に対する利益配分に繋がると考えております。そのような観点から、当社の配当にかかる基本方針として、以下のように定めております。

1. 当社は、安定的な配当を実現するために、親会社所有者帰属持分（除くその他の包括利益）をベースとするDOE（株主資本配当率）を採用し、目標水準を7%に設定する。
2. 数年間は累進配当（注）を想定する。

（注）累進配当とは、原則として減配を行わず、配当の維持もしくは増配を行う配当政策

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき31円とさせていただきます。なお、中間配当金として1株につき30円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき61円となります。

連結持分変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分							
	資本金	資 剩 余 本 金	利 剩 余 益 金	自己株式	その他の資本の構成要素			
					新 予 約 株 権	確 定 給 付 制 度 の 再 測 定	その 他 の 包 括 利 益 を 通 じ て 公 正 価 値 で 測 定 す る 金 融 資 産 の 変 動	キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー ・ ヘ ッ ジ の 公 正 価 値 の 変 動
2025年4月1日残高	11,642	10,599	13,682	△1,627	153	—	446	27
当期包括利益(損失)								
当期利益			3,521					
その他の包括利益(損失)						15	1,248	△130
当期包括利益(損失)合計	—	—	3,521	—	—	15	1,248	△130
所有者との取引等								
剰余金の配当			△3,820					
株式報酬取引					53			
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			15			△15		
支配継続子会社に対する持分変動		178						
所有者との取引等合計	—	178	△3,805	—	53	△15	—	—
2026年3月31日残高	11,642	10,776	13,398	△1,627	206	—	1,694	△102

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		合計		
	在外営業活動体の換算差額	合計			
2025年4月1日残高	3,504	4,131	38,426	1,182	39,608
当期包括利益(損失)					
当期利益		—	3,521	106	3,628
その他の包括利益(損失)	1,649	2,783	2,783		2,783
当期包括利益(損失)合計	1,649	2,783	6,304	106	6,410
所有者との取引等					
剰余金の配当		—	△3,820		△3,820
株式報酬取引			53	53	53
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		△15	—		—
支配継続子会社に対する持分変動			178		178
所有者との取引等合計	—	38	△3,589	—	△3,589
2026年3月31日残高	5,154	6,952	41,140	1,288	42,429

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	30社
主要な連結子会社の名称	黒田電気株式会社 株式会社コムラテック 日動電工株式会社 Z. クロダ（タイランド）CO., LTD. 黒田電気（香港）有限公司

連結の範囲の変更

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

(1) 連結の基礎

子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の計算書類は、支配開始日から支配終了日までの間、当社グループの連結計算書類に含めております。決算日が異なる子会社の計算書類は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

支配を喪失しない子会社に対する当社グループの所有持分の変動は、資本取引として会計処理しております。当社グループの持分及び非支配持分の帳簿価額は、子会社に対する持分の変動を反映して調整しておりますが、非支配持分の調整額と受取対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識しております。支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得及び損失は純損益で認識しております。

連結計算書類の作成にあたり、当社グループ間の債権債務残高及び取引高、並びに当社グループ内取引により生じた未実現損益は相殺消去しております。

(2) 企業結合

企業結合は、取得日において、取得法を用いて会計処理しております。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は取得日の公正価値で測定しております。

のれんは、企業結合で移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計が、取得時における識別可能な資産及び負債の正味価値を上回った場合にその超過額として測定しております。

企業結合で移転された対価は、取得企業が移転した資産、取得企業に発生した被取得企業の旧所有者に対する負債及び取得企業が発行した資本持分の取得日における公正価値の合計で計算しております。なお、移転された対価には、条件付対価契約から発生したすべての資産又は負債の公正価値が含まれません。

非支配持分は、企業結合ごとに、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例的な取り分として測定しております。

取得関連費用は発生時に純損益で認識しております。

共通支配下における企業結合取引については、帳簿価額に基づき会計処理しております。

当社グループは、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」（以下、IFRS第1号）の免除規定を採用し、IFRS移行日（2022年4月1日）より前に発生した企業結合に関して、IFRS第3号「企業結合」を遡及適用しておりません。従って、IFRS移行日より前の取得により生じたのれんは、IFRS移行日現在の従前の会計基準（日本基準）による帳簿価額で計上しております。

(3) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで機能通貨に換算しております。

決算日における外貨建貨幣性項目は、決算日の為替レートで、公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の算定日の為替レートで、取得原価で測定する外貨建非貨幣性資産及び負債は、取引日の為替レートで、それぞれ機能通貨に再換算しております。

当該換算及び決済により生じる換算差額は純損益に認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産及びヘッジが有効な範囲におけるキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しています。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産・負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）は期末日の為替レート、収益及び費用は取引日の為替レート又は著しく変動している場合を除き期中平均レートで円貨に換算しております。

在外営業活動体の計算書類の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益として認識し、その累積額は、連結財政状態計算書上、「その他の資本の構成要素」に計上しております。

在外営業活動体が処分された場合には、在外営業活動体の累積換算差額を処分した期の純損益として認識しております。

なお、当社グループは、IFRS第1号の免除規定を採用しており、移行日前の在外営業活動体の累積換算差額をゼロとみなし、すべて利益剰余金に振り替えております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(5) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

金融資産のうち、営業債権は、これらの発生日に当初認識しております。その他の全ての金融資産は、当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しております。当初認識時に、全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引費用は、純損益に認識しております。ただし、重要な金融要素を含まない営業債権は取引価格で当初測定しております。金融資産は、当初認識時に、(a)償却原価で測定する金融資産、(b)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品、(c)純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

一部の資本性金融商品については、公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に分類しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記の償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品以外の金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

実効金利法による償却原価（貸倒引当金控除後）で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得又は損失は、純損益に認識しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

公正価値で測定しております。公正価値の変動額は、その他の包括利益に認識しております。認識を中止した場合には、その他の包括利益の累計額を利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、純損益に認識しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定し、公正価値の変動額を純損益に認識しております。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転する場合にのみ、金融資産の認識を中止しております。

(iv) 減損

償却原価で測定される金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12カ月の予想信用損失と同額で測定しております。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

ただし、営業債権等については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・報告日時点で過大なコスト又は労力なしに利用可能である、過去の事象、現在の状況、並びに将来の経済状況の予測についての合理的で裏付け可能な情報

当社グループは、ある金融資産について契約上のキャッシュ・フローの全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

金融負債のうち、借入金は、これらの借入日に当初認識しております。その他のすべての金融負債は、当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

金融負債は、当初認識時に、(a)償却原価で測定する金融負債、(b)純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。

当初認識時に、償却原価で測定する金融負債は、公正価値に当該金融負債に直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。純損益を通じて測定する金融負債の取引費用は、純損益に認識しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融負債

実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得又は損失は、純損益に認識しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

公正価値で測定し、公正価値の変動額を純損益に認識しております。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された義務が免責、取消し、又は失効となったときに、金融負債の認識を中止しております。

③ ヘッジ会計を含むデリバティブ金融商品

当社グループは、取引開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係、並びに種々のヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的及び戦略について文書化を行っております。また、当社グループは、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し有効であるかどうかについても、ヘッジ開始時及び継続的に評価し文書化を行っております。

デリバティブの当初認識はデリバティブ契約を締結した日の公正価値で行い、その後も公正価値で再測定し、その変動は以下のように会計処理します。

(i) キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動は、有効部分は連結包括利益計算書を通じて資本で認識します。非有効部分は純損益で即時認識します。資本に累積された金額は、ヘッジ対象が純損益に影響を与える期に、純損益に組み替えます。しかしながら、ヘッジされた予定取引が非金融資産若しくは負債の認識を生じさせるものである場合には、それまで資本に繰り延べていた利得又は損失を振り替え、当該資産若しくは負債の測定額に含めます。

ヘッジ対象である予定取引の発生の可能性がなくなった時点で、資本に計上されている利得又は損失の累計額を純損益に振り替えます。

(ii) ヘッジ会計が適用されないデリバティブ

デリバティブの公正価値の変動は、純損益として認識します。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は主として、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品から構成されております。

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い金額で測定しております。取得原価は

主として総平均法に基づいて算定しており、購入原価、加工費、及び棚卸資産を現在の場所及び状態にするまでに要したその他の費用が含まれております。製品及び仕掛品については、正常生産能力に基づく製造間接費の適切な配賦額を含めております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

(7) 有形固定資産

有形固定資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しております。有形固定資産は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産の減価償却は、各資産の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて計上しております。これらの資産の減価償却は、使用可能となった時点から開始しております。

主な資産の種類別の耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ 建物及び構築物 10～50年
- ・ 機械装置及び運搬具 5～15年
- ・ 工具器具備品 2～4年

なお、減価償却方法、残存価額及び残余耐用年数は、期末日毎に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(8) のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「(3)会計方針に関する事項 (2)企業結合」に記載しております。

のれんは、取得価額から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは、償却を行わず、資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、年次又は減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。なお、のれんの減損損失は純損益として認識され、その後の戻入れは行っておりません。

(9) 無形資産

当初認識時において、個別に取得した無形資産は取得原価で測定し、企業結合において取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

自己創設無形資産については、資産認識の要件を満たすものを除き、関連する支出は発生時に費用処理しております。資産の認識基準を満たす自己創設無形資産は、認識基準を最初に満たした日以降に発生する支出の合計額を取得原価としております。

無形資産の事後測定においては、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時の取得価額で測定しており、企業結合により取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定しております。

内部発生の研究費用は発生時に費用として認識しております。内部利用を目的としたソフトウェアの

取得及び開発費用は、将来の経済的便益の流入が期待される場合には無形資産に計上しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、各資産の見積耐用年数にわたり、定額法で償却しております。これらの資産の償却は、使用可能となった時点から開始しております。

主な無形資産の種類別の耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・ 顧客関連資産 13年
- ・ 技術関連資産 10年

なお、償却方法、残存価額及び残余耐用年数は、期末日毎に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(10) リース

① 借手

当社グループは、リース開始日時点において、使用権資産及びリース負債を認識しております。

リース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分を借手の追加借入利率で割り引いた現在価値として測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定額に、リース開始日以前に支払われた前払リース料を加算し、当初直接コストやリース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で測定しております。当初認識後は、使用権資産は資産の耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法で減価償却しております。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は純損益として認識しております。

ただし、リース期間が12ヵ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって定額法又は他の規則的な方法により費用として認識しております。

契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判断し、リース期間を決定します。契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかの判断は、対象資産が特定され、かつ、特定された資産の使用を借手が支配しているかどうかで行います。支配とは、借手が資産を使用する期間にわたって、借手が特定された資産の使用からの経済的便益のほとんど全てを得る権利を有しており、かつ、借手が特定された資産の使用を指図する権利を有している場合を言います。リース期間を決定するためには、借手がリースを延長するオプションを行使すること又はリースを解約するオプションを行使しないことへの経済的インセンティブを生じさせる全ての関連性のある事実及び状況を考慮した上で、延長オプション又は解約オプションを行使するか否かを判断する必要があります。見積りには追加借入利率に基づく割引率の計算を含みます。

② 貸手

リースはオペレーティング・リース又はファイナンス・リースのいずれかに分類しております。原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合にはファイナンス・リースに分類し、移転しない場合にはオペレーティング・リースに分類しております。リースがファイナンス・リースかオペレーティング・リースかは、契約の形式ではなく取引の実質に応じて判断しております。

なお、当社グループが中間の貸手である場合、サブリースの分類は、ヘッドリースから生じる使用権資産を参照して分類しております。

(11) 非金融資産の減損

当社グループでは、棚卸資産、退職給付に係る資産及び繰延税金資産を除く、非金融資産の減損の兆候の有無を評価しております。

減損の兆候が存在する場合又は年次で減損テストが要求されている場合は、各資産の回収可能価額の算定を行っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、年次で又は減損の兆候が存在する場合、減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、売却費用控除後の公正価値と使用価値とのうちいずれか高い方の金額で測定しております。使用価値の算定において、見積り将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額より低い場合にのみ、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額し、損益として認識しております。

資金生成単位については、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成するものとして識別する資産グループの最小単位としております。

資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

のれんに関連する減損損失は戻し入れておりません。

のれん以外の資産については、過去に認識した減損損失は、期末日ごとに、過年度に計上した減損損失の戻入れの兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れております。

減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れております。

(12) 売却目的で保有する非流動資産又は処分グループ

継続的使用ではなく、売却により回収が見込まれる資産又は資産グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産又は処分グループとして分類しております。非流動資産は減価償却又は償却は行わず、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い金額で測定しております。

(13) 従業員給付

① 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積るこ

とができる場合にそれらの制度に基づいて支払われる見積額を負債として認識しております。

② 長期従業員給付

(i) 退職後給付

一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度及び確定給付企業年金制度を採用しており、また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

(a) 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する退職給付費用を、予測単位積増方式を用いて制度ごとに個別に算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産の再測定額は、発生した期間にその他の包括利益として認識し、その後純損益には振り替えておりません。過去勤務費用は発生した期間に純損益として認識しております。

(b) 確定拠出制度

確定拠出型の退職後給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期に費用として認識しております。

(ii) その他の長期従業員給付

退職後給付以外の長期従業員給付に対する債務は、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を現在価値に割り引くことによって算定しております。

(14) 株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬として、ストック・オプション制度を導入しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値で測定しております。

付与日に決定した公正価値は、最終的に権利が確定すると予想されるストック・オプションの数の見積りに基づき、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。なお、権利確定後に失効したり、行使されなかったりした場合は、当該株式報酬の戻入れ額を利益剰余金に直接振り替えております。

(15) 資本

① 普通株式

当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、直接発行費用（税効果考慮後）は資本から控除しております。

② 自己株式

自己株式を取得した場合は、取得原価で認識し、資本から控除して表示しております。また、そ

の取得に直接起因する取引費用は、資本剰余金から控除しております。

自己株式を売却した場合には、受取対価を資本の増加として認識しております。

(16) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、当社の所有者に帰属する当期利益を、その期間の自己株式を控除した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有する潜在株式の影響を調整して計算しています。

(17) 収益

IFRS第15号の適用に伴い、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、電気材料及び電子部品の専門商社を基盤として事業を開始いたしました。1945年の黒田電気株式会社の創業以来、「ものづくりをする商社」とした経営方針のもと、商社ビジネスと製造・加工ビジネスに注力しております。これら事業における商品及び製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、商品の販売のうち、一部の国内連結子会社において、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、これらを手配するサービスのみを提供しているため、代理人取引であると判断したものについては、他の当事業者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事業者が支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから通常1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(18) 法人所得税

税金費用は、当期税金と繰延税金の合計として表示しております。

これらは、企業結合に関連するもの及び直接資本の部又はその他の包括利益で認識される項目を除き、当期の純損益で認識しております。

当期税金は、期末日時点において施行又は実質的に施行される税率を乗じて算定する当期の課税所得又は損失にかかる未払法人税あるいは未収還付税の見積りに、前年までの未払法人税の調整額を加えたものであります。

繰延税金は、期末日における資産及び負債の計算書類上の帳簿価額と税務基準額との間の一時差異について認識しております。ただし、以下の場合には繰延税金資産・負債を認識しておりません。

- ・ 予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合の子会社に対する投資にかかる差異
- ・ のれんの当初認識において生じる加算一時差異

繰延税金は、期末日に施行又は実質的に施行される法律に基づいて一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定しております。

繰延税金資産は、未使用の税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しております。繰延税金資産は期末日毎に見直し、一部又は全部の繰延税金資産の便益を実現させるだけの十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった部分について減額しております。

繰延税金資産・負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

当社及び一部の子会社は、グループ通算制度を適用しております。

なお、当社グループは、第2の柱の法人所得税に係る繰延税金資産及び負債について、IAS第12号「法人所得税」が要求する一時的な例外規定を適用しており、認識及び開示を行っておりません。

(19) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

記載金額の表示

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

のれんの評価

(1) 連結計算書類に計上した金額

のれん 19,065百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、のれんの評価にあたり少なくとも年1回の減損テストを行っております。

当社はのれんの減損テストにおける回収可能価額を、資金生成単位である製造セグメント及び商社セグメントの使用価値により算定しております。使用価値の算定にあたっては、経営陣が承認した翌連結会計年度以降3年分の事業計画を基礎として、これを超える期間におけるキャッシュ・フローは永久成長率を使用し、将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割引いて算定しております。

この結果、当連結会計年度における回収可能価額が帳簿価額を上回ったため、減損損失は計上しておりません。

しかし、事業戦略の変更や市場環境の変化等により上記仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、のれんの減損処理による損失が発生する可能性があります。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	
投資有価証券（その他の金融資産 非流動）	52百万円
②担保に係る債務	
買掛金	26百万円

(2) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	14百万円
その他の金融資産（非流動）	210百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 20,619百万円

(4) コミットメントライン契約

当社は、取引銀行2行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	10,000百万円
借入実行残高	5,000百万円
借入未実行残高	5,000百万円

(5) 当座借越契約

当社は、取引銀行2行と当座借越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額	6,000百万円
借入実行残高	-百万円
借入未実行残高	6,000百万円

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当 期 首	増	加	減	少	当 期 末
普 通 株 式	44,683,980株		-株		-株	44,683,980株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当 期 首	増	加	減	少	当 期 末
普 通 株 式	2,234,000株		-株		-株	2,234,000株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月21日 取締役会	普通株式	2,547百万円	60円	2025年3月31日	2025年6月10日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	1,273百万円	30円	2025年9月30日	2025年12月9日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年5月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,316百万円	31円	2026年3月31日	2026年6月9日

(4)新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク及び市場リスク）に晒されております。当社グループは、かかるリスクを軽減するために、以下のような方法によって管理しております。また、当社グループはデリバティブ取引を為替変動リスクを回避するために利用しており、その取引は実需の範囲内で行うこととしており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

イ. 信用リスク

当社グループの営業活動から生ずる債権である営業債権及びその他の金融資産は、顧客の業種や規模に応じた信用リスクに晒されております。

当社グループは、取引先の与信枠を定期的に見直し、信用エクスポージャーを当該枠内で適切に管理するとともに、営業債権及びその他の金融資産について、与信管理の方針に従い、グループ各社の営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、担当経理部門が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制となっております。

なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した

信用リスクを有しておりません。

ロ.流動性リスク

当社グループは、必要な資金を金融機関借入により調達しています。金融負債である借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、金融機関との間でシンジケートローン契約を締結し、適切な返済資金を準備すること、及び適時にキャッシュ・フロー計画等を作成・更新することでリスク管理を行っております。

ハ.市場リスク

(i) 為替リスク

為替変動リスク管理

当社グループは、国際的に事業活動を展開しており、主に米ドルの為替変動が業績に大きく影響を及ぼします。当社グループは、為替変動リスクに対応するため、社内規程に従い、必要に応じ為替予約によるリスクヘッジを行っております。

(ii) 金利リスク

金利リスク管理

当社グループの借入金は変動金利であるため、市場金利の変動リスクに晒されておりますが、当社グループの規則に基づき、継続的なモニタリング等を行っております。

(iii) 価格リスク

株価変動リスク管理

当社グループは、資本性金融商品（上場株式）から生じる株価の変動リスクに晒されております。株価の変動リスクについては、四半期ごとに時価の把握を行うとともに、保有状況の見直しを行っております。

(2)金融商品の公正価値に関する事項

①金融商品の公正価値と帳簿価額の比較

公正価値で測定する金融商品又は短期間での決済等により帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品以外の金融商品はありません。なお、長期借入金（1年内返済予定含む）につきましては、公正価値が変動金利で短期間での市場金利を反映して算定しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないため、公正価値は帳簿価額と近似していると判断しております。

②公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

公正価値で測定する金融商品は、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値のヒエラルキーの3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の直接的又は間接的に観察可能な価格で構成されたインプット

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプット

公正価値の測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定に用いた重要なインプットのうち、最もレベルの低いインプットに応じて決定しております。公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、連結会計年度の末日に発生したものととして認識しております。

金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	公 正 価 値			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
金 融 資 産 純損益を通じて公正価値で測定 する 金 融 資 産				
ゴ ル フ 会 員 権	－	58	－	58
その他の包括利益を通じて公正 価値で測定する金融資産	2,915	－	215	3,130
株 式				
そ の 他	－	－	1	1
金 融 負 債 純損益を通じて公正価値で測定 する 金 融 負 債				
デ リ バ テ イ ブ	－	230	－	230
合 計	2,915	△172	216	2,959

③ レベル3に分類した金融商品の公正価値測定

イ.評価プロセス

適切な責任者により承認された評価方針及び手続きに従い、適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。

評価結果は、適切な責任者によりレビューされ、承認されております。

ロ.レベル3に分類した金融商品の調整表

(単位：百万円)

	純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	合計
期首残高	－	203	203
その他の包括利益（注）	－	13	13
期末残高	－	216	216

(注) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の変動」に含まれております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

主たる地域による収益分解情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	製造	商社	合計
地域別			
日本	12,655	59,637	72,292
中国	368	18,123	18,491
アジア	14,182	9,847	24,029
その他	3,087	4,898	7,984
外部顧客への売上収益	30,291	92,505	122,796

(2)収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (3) 会計方針に関する事項 (17) 収益」に記載のとおりであります。

(3)当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当期首 (2025年4月1日)	当期末 (2026年3月31日)
受取手形及び売掛金	22,024	20,676
電子記録債権	6,340	2,524
契約資産	—	—
契約負債	598	626

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 964円30銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 82円95銭 |
| (3) 希薄化後1株当たり当期利益 | 82円36銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合
当 期 首 残 高	11,642	2,912	7,357	10,269
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益	-	-	-	-
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	11,642	2,912	7,357	10,269

(単位：百万円)

	株 主 資 本				純 資 産 計 合
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合			
当 期 首 残 高	8,711	8,711	△1,627	28,995	28,995
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益	1,189	1,189	-	1,189	1,189
剰 余 金 の 配 当	△3,820	△3,820	-	△3,820	△3,820
当 期 変 動 額 合 計	△2,630	△2,630	-	△2,630	△2,630
当 期 末 残 高	6,080	6,080	△1,627	26,364	26,364

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ② 無形固定資産
・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。
・のれん 定額法によっております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 賞与引当金 従業員及び取締役でない執行役員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
- ② 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
(a)退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
(b)数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。
- ③ 関係会社貸倒引当金 関係会社の債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ④ 関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上方法
当社は子会社への経営指導を行っており、経営指導に係る契約については、当社の子会社に対し経営指導を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を計上しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから通常1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約取引	外貨建債権債務

③ ヘッジ方針

外貨建債権債務に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を一部利用しております。その取引は、社内管理規程に従い、実需の範囲内で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、有効性の判定を省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

関係会社株式・関係会社出資金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

市場価格のない関係会社株式（帳簿価額62,632百万円）、関係会社出資金（帳簿価額5,329百万円）

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

非上場の関係会社に対する投資等、市場価格のない株式等及び出資金は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、それらの評価にあたっては、取得原価と超過収益力を反映した実質価額を比較し、実質価額が著しく低下した場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損を認識しております。

関係会社株式・関係会社出資金の実質価額が著しく低下している場合、その回復可能性は各社の中期経営計画等を基礎として見積もっており、マーケットシェアの拡大見込みや今後の成長率等を主要な仮定として織り込んでいます。

上記の仮定の効果の予測は顧客動向や市場環境の変化等の不確実性を伴い、実質価額の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 98百万円 |
| (2) 保証債務 | |
| 関係会社の金融機関等からの借入等に対する保証債務 | 1,033百万円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く） | |
| 短期金銭債権 | 883百万円 |
| 短期金銭債務 | 65百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

- | | |
|---|----------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 営業取引（収入分） | 5,314百万円 |
| 営業取引（支出分） | 37百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 157百万円 |
| (2) 関係会社株式評価損は、クロダ エレクトリック コリア INC.の株式評価損であります。 | |
| (3) 関係会社出資金評価損は、黒田電子（深圳）有限公司の出資金評価損であります。 | |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|------------------------------|------------|
| (1) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数 | |
| 普通株式 | 2,234,000株 |

- (2) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2025年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

(注) スtock・オプション付与時において、当社は未公開企業であったため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	391百万円
賞与引当金	50百万円
退職給付引当金	26百万円
関係会社事業損失引当金	157百万円
税務上の繰越欠損金(注)	735百万円
その他	25百万円
繰延税金資産小計	1,386百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△735百万円
評価性引当額(その他)	△568百万円
評価性引当額小計	△1,304百万円
繰延税金資産合計	82百万円
繰延税金資産の純額	82百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	126	—	86	33	21	468	735百万円
評価性引当額	126	—	86	33	21	468	735百万円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	(b)－百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金735百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産を計上しておりません。

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金は 又出資金	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	黒田電気株式会社	東京都品川区	10,045 百万円	電気材料、一般電子部品、半導体、その他商品の卸売及び輸出入	(所有) 直接 100.0	資金の預り 債務被保証 役員の兼任	資金の預り (注) 1 債務被保証 (注) 2	11,298 26,850	関係会社 預り金 -	14,734 -
	株式会社コムラテック	大阪府東大阪市	300 百万円	液晶用配向膜印刷版の製造販売、各種自動化装置の製造販売	(所有) 直接 100.0	資金の預り 役員の兼任	資金の預り (注) 1	3,272	関係会社 預り金	2,806
	株式会社Sohwa & Sophia Technologies	神奈川県川崎市	497 百万円	回路設計、電子機器の開発、CADソフト開発販売	(所有) 直接 57.3	資金の預り	資金の預り (注) 1	1,903	関係会社 預り金	2,168
	日動電工株式会社	奈良県天理市	190 百万円	電設資材、電力資材等の製造販売	(所有) 直接 100.0	資金の預り	資金の預り (注) 1	320	関係会社 預り金	1,188
	黒田データストレージジャパン株式会社	東京都品川区	90 百万円	電気材料、一般電子部品、その他商品の卸売	(所有) 間接 100.0	資金の預り	資金の預り (注) 1	1,146	関係会社 預り金	1,205
	黒田オートテックジャパン株式会社	佐賀県神埼市	10 百万円	車載用樹脂成形品の製造販売	(所有) 直接 100.0	資金の貸付	貸付の 債権放棄	543	-	-
	上海黒田貿易有限公司	中国上海市	7,000 千米ドル	電気材料、一般電子部品、半導体、その他商品の卸売	(所有) 直接 100.0	資本取引	有償減資	997	-	-
	クロダマニュファクチャリングベトナムCO.,LTD.	ベトナムハノイ市	9,018 千米ドル	日系自動車部品メーカーに対する電子部品等の実装・加工	(所有) 直接 100.0	資本取引	有償減資	1,359	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 国内子会社とのキャッシュマネジメントシステムによる預り金であり、金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、資金の決済が随時行われているため、取引金額は期中の月末平均残高を記載しております。
2. 当社は金融機関からの借入等に対して連帯保証を受けております。なお、保証料は支払っておりません。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針」の「(5) 重要な収益及び費用の計上方法」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	621円07銭
(2) 1株当たり当期純利益	28円02銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	27円80銭

10. 重要な後発事象

該当事項はありません。

■監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

黒田グループ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	成島	徹
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	伏木	貞彦
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、黒田グループ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、黒田グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

黒田グループ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成島 徹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伏木 貞彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、黒田グループ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

黒田グループ株式会社 監査等委員会

監査等委員長 戸澤 晃 広 ㊟

監査等委員 川 井 一 男 ㊟

監査等委員（常勤） 森 安 伸 ㊟

(注) 監査等委員戸澤晃広及び川井一男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上